

最近寄せられた「よくある質問」集――その36――

問一 当社では、ある労働者を10月30日に解雇するため10月10日に予告しました。予告日数が30日

「法」といいます) 20条では、使用者は労働者を解雇する場合、30日以上前に予告をするか30日分以上の平均賃金(解雇予告手当)を支払わなければならぬと定められ、予告手当を支払う場合には予告日数からその日数分を短縮することができます。

まず、予告期間の計算については、法に規定がないため民法の一般原則によることとなり、予告日の翌日より計算され、期間の末日の終了をもつて期間の満了となります。

に満たないので解雇予告手当を支払うこととしていますが、計算方法をご教示ください。なお、当社の賃金締切日は毎月20日です。

ですから、ご質問の場合
予告期間が20日となりま
すので、10日分以上の平
均賃金を解雇予告手当と
して支払わなければなり
ません。

得た金額（銭位未満切捨）
（て）が平均賃金となり、
これを10倍した金額（円
未満四捨五入）が解雇予
告手当となります。

なお、予告と予告手当
を併用する場合における
解雇予告手当の支払いは
解雇日（ご質問の場合、
10月30日）までに行われ

間に支払われた賃金総額をその期間の総日数で除した金額をいう。その算定期間は、賃金締切日がある場合には、直前の賃金締切日から起算する」と規定されています。ここで、「算定すべき事由の発生した日」とは、「解雇日」ではなく、「労働者に解雇の通告をした日」とされていました（昭39・6・12基収2316号）ので、10月10日の直前の賃金締切日以前3ヶ月間すなわち、6月21日から9月20日までの賃金総額

答二 11ヶ用単位の変形労働時間制については、「就業規則等により、各日、各週の労働時間を具体的に定めることを要し、変形期間を平均して週40時間の範囲内であつても使用者が業務の都合によつて任意に労働時間を変更するような制度は該当

よつて受注量が変化するため、始業時刻は毎日6時と一定ですが、終業時刻は原則が15時で、実際には13時から18時の間で当日決定しています。この場合、日によつて労働時間の長短がありますので、1ヶ月単位の変形労働時間制を採り、1ヶ月間の総労働時間が法定労働時間（31日の月は177時間、30日の月は171時間、28日の月は160時間）を超える時間を時間外労働としても良いでしょうか。

れば足りると解されます

基発1号、平9・3・25
基発195号、平11・3・1
基発168号)とされていますので、ご質問の場合は、本制度を採ることはできません。

また、シフト表等であらかじめ1ヶ月間の日ごとの始業・終業時刻を特定すれば同制度を採ることができます。ですが、その場合の時間外労働は、①1日については、8時間を超える時間を定めた日はその時間、それ以外の日は8時間を超えて労働した時間、②1週間に超えて労働した時間、③変形期間(1ヶ月)における法定労働時間の総枠を超えて労働した時間(①、②を除く)となります(昭63・1・1基発1号、平6・3・31基発181号)。